

## 秋田市水害ハザードマップ印刷等データ作成業務委託仕様書

### 1 業務名

秋田市水害ハザードマップ印刷等データ作成業務委託

### 2 適用範囲

本仕様書は、秋田市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「秋田市水害ハザードマップ印刷等データ作成業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものであり、本業務の履行に関し、必要な事項を定める。

### 3 本業務の目的

本業務は、国土交通省および秋田県が指定した想定最大規模の洪水による浸水想定区域を示し、市民の円滑かつ迅速な避難に必要な情報を掲載した「市民目線」の水害ハザードマップおよび水害ハザードマップ別冊の作成に際し、その印刷データを作成することを目的とする。

また、本業務は、次年度に構築する市民閲覧用のホームページにおいても使用するデータを作成する。

### 4 本業務の内容

本業務の内容は、次のとおり。

#### (1) 打合せおよび計画準備

本業務における甲との打合せと貸与する資料を基に、業務の実施に必要な技術的方針および作業スケジュールの検討を行い、直ちに業務実施計画書と実施工程表を作成する。

また、印刷データ作成に先立ち、貸与する資料（避難施設等、要配慮者利用施設の一覧表）の所在地から洪水浸水想定区域および土砂災害警戒区域の内外の区別ならびに浸水深（0.5m未満、0.5m以上～3.0m未満、3.0m以上）を区分した一覧表を作成し、甲と協議する。

#### (2) 水害ハザードマップ地図面（表面）の印刷データ作成

##### ア 前提条件

水害ハザードマップは、秋田市全域を網羅したベクトル地図として作成する。  
なお、表現の体裁については、甲と協議の上、決定する。

##### イ 構成等

- (ア) 印刷版は、洪水、土砂災害、ため池による災害のハザードマップとする。
- (イ) 印刷サイズは、全てA1判とする。
- (ウ) 地図の縮尺は、1/15,000とする。

##### ウ 背景地図

秋田市の都市計画基図のデータ、もしくは国土地理院発行の地図データを使用する。（いずれも最新のデータとする。）

使用する地図については、甲と協議し、作成する地図縮尺（1/15,000）に応じ、ベクトル地図データを編せんし、背景地図データを作成する。

#### エ 図郭

甲が貸与する図郭案を基に、乙が細部等、位置の確認を行い、市全域を1/4分割以内とし、図郭を決定する。

#### オ 各GISデータの作成

作成するGISデータは以下のとおりとし、背景地図上に重ねるGISデータごとに作成を行う。また、その他の情報を含め、必要に応じて、加色注記を付加する。

なお、国土交通省水管理・国土保全局発行の「水害ハザードマップ作成の手引き」（以下「手引き」という。）に記載された事項を適宜協議の上、反映させる。

##### (ア) 浸水想定区域図等のGISデータ

甲が貸与する各河川（雄物川、新城川、草生津川、旭川、太平川、猿田川、岩見川）の想定最大規模の洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域図（Shape形式等）を基に、各河川ごとにGISデータを作成する。

また、背景地図との整合性、精度を十分に図りながら、「手引き」に基づき、浸水深毎に色分けをして作成する。

なお、複数の浸水想定区域が重なった箇所については、最も高い浸水深とする。

##### (イ) 土砂災害警戒区域等のGISデータ

甲が貸与する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域および土石流危険渓流のデータ（Shape形式等）を基にGISデータを作成する。

##### (ウ) ため池のGISデータ

甲が貸与するため池のデータ（PDF又はShape形式等）を基に、GISデータを作成する。

なお、PDFデータについては、ため池と浸水想定区域の位置をトレースし、GISデータに変換を行う。

##### (エ) 避難施設等のGISデータ

甲が貸与する全市避難施設および避難場所の一覧表（excelデータ）より、施設等の位置を確認し、ピクトグラム、番号、施設名のGISデータを作成する。

##### (オ) 要配慮者利用施設のGISデータ

甲が貸与する全市要配慮者利用施設の一覧表（excelデータ）より、施設の位置を確認し、番号のGISデータを作成する。

##### (カ) 地名等のGISデータ

次の表示例のとおりとし、地名、町丁・大字界のGISデータを作成する。

表示例	表示する	表示しない
	秋田市 山王一丁目	1番1号
	新屋前野町	1番1号
	豊岩石田坂	字九十田
	河辺大張野	字水口沢
	雄和平尾鳥	字平尾鳥

(キ) その他のGISデータ

甲が指定する公的機関（消防署、警察署、災害拠点病院等）の位置を確認し、地図記号のGISデータを作成する。

カ レイアウト・デザイン等の企画

各分割地図ごとに、タイトル、凡例等のサイズおよび文字フォントを検討し、地図面の余白等を活用して作成する。

また、タイトル、凡例等は、水害ハザードマップの折りたたみ方（A4判）を工夫し、配置する。

(3) 水害ハザードマップ情報面（裏面）の印刷データ作成

ア 前提条件

甲が指定するウの掲載情報を基に、乙が「手引き」に基づき、デザイン構成等を行い、印刷データを作成する。

イ 構成等

水害ハザードマップの折りたたみ方（A4判）を考慮し、掲載情報を適切に見ることができるよう、構成を行う。

ウ 掲載情報

(ア) 避難に関する情報

甲が貸与する避難に関する各種情報（powerpointデータ）を基に作成する。

(イ) 避難施設等一覧表

甲が貸与する全市避難施設および避難場所の一覧表（excelデータ）を基に記載用の一覧表を作成する。

(ウ) 要配慮者利用施設一覧表

甲が貸与する全市要配慮者利用施設の一覧表（excelデータ）を基に記載用の一覧表を作成する。

(4) 水害ハザードマップ別冊の印刷用データの作成

ア 前提条件

甲が指定する構成の項目を基に、水害ハザードマップの内容を補足する防災・学習情報をまとめた別冊を作成する。

イ 構成等

(ア) 乙が文字および挿絵等を加え、見やすくわかりやすいデザイン構成を行う。

(イ) 印刷サイズは、A4判タテ仕様で12ページ程度とする。

ウ 構成の項目

別紙のとおり

(5) ホームページ使用データの作成

水害ハザードマップの表面、裏面、別冊のデータ作成に当たっては、次年度に構築する市民閲覧用のホームページで使用するため、甲と協議の上、データを作成する。

(6) 原案作成

水害ハザードマップの表面、裏面、別冊の作業結果を踏まえ、乙は、原案データを作成し、そのデータの出力図を準備し、甲に提出する。甲は、この出力図について校正する。

(7) 校正

校正は、水害ハザードマップの表面、裏面、別冊の区分で行い、それぞれ3回以上行う。

なお、時期は、各区分における作成当初、中間、完成前を原則とする。

5 遵守すべき法令等

乙は、本業務を実施するに当たり、本仕様書のほか、次に掲げる法令等を遵守すること。

なお、業務履行期間中において、関係法令の制定や改正等が行われた場合は、最新のものを用いること。

- (1) 災害対策基本法（一部改正 公布・施行日：平成30年6月27日）
- (2) 水防法（一部改正 公布・施行日：平成29年6月19日）
- (3) 土砂災害防止法（一部改正 公布・施行日：平成29年6月19日）
- (4) 測量法（一部改正 公布・施行日：令和元年6月14日）
- (5) 防災基本計画（一部改正 公布・施行日：令和2年5月29日）
- (6) 秋田県地域防災計画（令和2年6月改定）
- (7) 秋田市地域防災計画（平成31年3月改定）
- (8) 秋田市水防計画（令和2年7月改定）
- (9) 水害ハザードマップ作成の手引き（平成28年4月発行）
- (10) その他関係法令等

6 貸与資料

本業務の実施に当たり、甲は乙に対し、次に掲げる資料を貸与する。

なお、貸与した資料については、業務完了後、直ちに返却するものとし、第三者等に譲渡、貸与等してはならず、取扱および保管に十分注意するものとする。

- (1) 図郭案（powerpointデータ）
- (2) 洪水浸水想定区域図

- (雄物川、新城川、草生津川、旭川、太平川、猿田川、岩見川)
- ア 想定最大規模 (Shape形式等)
- イ 家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食・氾濫流) (Shape形式等)
- (3) 全市避難施設および避難場所の一覧表 (excelデータ)
- (4) 全市要配慮者利用施設の一覧表 (excelデータ)
- (5) 土砂災害警戒区域のデータ (Shape形式等)
- (6) 土砂災害特別警戒区域のデータ (Shape形式等)
- (7) 土石流危険渓流のデータ (Shape形式等)
- (8) ため池のデータ (PDF・Shape形式等)
- (9) 公的機関の一覧表 (excelデータ)
- (10) 水害ハザードマップ裏面の避難に関する掲載案 (powerpointデータ)

## 7 成果品

本業務の成果品は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 水害ハザードマップの印刷用データ 表面14以内・裏面1 (Ai・PDF・JPEG形式) CD-R2枚
- (3) 水害ハザードマップの印刷サンプル (紙媒体) 各4枚
- (4) 水害ハザードマップ別冊の印刷用データ (Ai・PDF・JPEG形式) CD-R2枚
- (5) 水害ハザードマップ別冊の印刷サンプル (紙媒体) 4部
- (6) ホームページ用の水害ハザードマップ表面の各GISデータ (Ai・Shape形式等) CD-R2枚
  - ア 背景地図のデータ
  - イ 各河川 (雄物川、新城川、草生津川、旭川、太平川、猿田川、岩見川) ごとにまとめたGISデータ
  - ウ 避難施設と避難場所のGISデータ
  - エ 要配慮者利用施設のGISデータ
  - オ 土砂災害警戒区域等 (土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流) のGISデータ
  - カ ため池のGISデータ
  - キ 公的機関 (消防署、警察署、災害拠点病院等) のGISデータ
  - ク その他のGISデータ
- (7) ホームページ用のGISデータ (市全域) を背景地図上で確認できる印刷物 (紙媒体A0判) 各2枚
  - ア 背景地図のデータ
  - イ 各河川 (雄物川、新城川、草生津川、旭川、太平川、猿田川、岩見川) ごとにまとめたGISデータ
  - ウ 避難施設と避難場所のGISデータ

- エ 要配慮者利用施設のGISデータ
  - オ 土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流）のGISデータ
  - カ ため池のGISデータ
  - キ 公的機関（消防署、警察署、災害拠点病院等）のGISデータ
  - ク その他のGISデータ
- (8) ホームページ用の水害ハザードマップ裏面の各データ（wordデータ等）  
CD-R 2枚
- (9) ホームページ用の水害ハザードマップ別冊の各データ（wordデータ等）  
CD-R 2枚

8 成果品の帰属

本業務において作成した成果品の著作権は、甲に帰属する。

9 成果品に対する責任の範囲

成果品が契約の内容に適合しないものである場合、乙は、修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しをしなければならない。

なお、これに要する経費は、乙の負担とする。

10 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和3年10月29日（金）までとする。

11 秘密の保持

乙は、本業務を遂行する上で知り得た情報を甲の承諾なしに、第三者に漏らしてはならない。

12 個人情報の取り扱い

本業務の遂行に当たっては、個人情報の取り扱いについて、十分注意すること。

13 疑義

本仕様書に定めのない事項、また、その内容の解釈に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

14 その他

本業務は、測量法第3条の規定による「地図の調整」に該当するため、測量法第48条の規定により有資格者（測量士）が行う。

また、測量法第55条に基づき測量業者としての登録を受けたものであること。